○伊豆市住民主体のサービス推進事業補助金交付要綱

令和３年３月30日告示第66号

改正

令和４年10月19日告示第180号

伊豆市住民主体のサービス推進事業補助金交付要綱

伊豆市住民主体のサービス推進事業補助金交付要綱（平成27年伊豆市告示第71号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この告示は、要支援者等が自立した日常生活を送るために、地域での支え合い体制の確立を図ることを目的に住民主体のサービスを提供する者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　要支援者等　居宅要支援被保険者、事業対象者（介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第１の記入内容が同基準様式第２に掲げるいずれかの基準に該当した者をいう。）及び補助により実施されるサービスを要介護認定による介護給付に係る居宅サービス等を受ける前から継続的に利用する要介護者をいう。

(２)　住民主体のサービス　介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の45第１項第１号イの第１号訪問事業のうち訪問型サービスＢ又は同号ロの第１号通所事業のうち通所型サービスＢをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の対象者は、住民主体のサービスを実施し、又は実施しようとする団体とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、補助金の対象者としない。

(１)　営利又は政治的若しくは宗教的活動を目的とした場合

(２)　集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める場合

(３)　この告示又は法令若しくは公序良俗に違反する場合

（補助要件等）

第４条　住民主体のサービスの活動頻度の基準は、原則、週１回以上とする。

２　通所型サービスＢの１回当たりの活動時間の基準は、２時間以上とする。

３　住民主体のサービスの利用対象者は、要支援者等の高齢者を主体に、活動の内容に応じて障害者、子育て中の親、その子ども等幅広い市民を対象とする。

４　住民主体のサービスにおける活動は、介護予防及び自立支援を目的とし参加者の実情に応じた多様な活動とする。ただし、特定の活動に限定されたクラブ活動は認めない。

５　住民主体のサービスの運営に関する基準は、伊豆市介護予防・日常生活支援総合事業の第１号訪問事業及び第１号通所事業の人員、設備並びに運営に関する基準を定める要綱（平成27年伊豆市告示第64号）第４章又は第８章の規定による。

６　住民主体のサービスの代表者は、その運営に当たっては、利用者から無理のない範囲で負担金を徴収するなど、自主財源の確保に努めるものとする。

７　住民主体のサービスの代表者は、その運営に当たっては、関係機関、団体等と積極的な連携を図り、その活性化について努めるものとする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の区分、補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象経費に他の補助制度等による収入がある場合は、補助対象経費から当該他の補助制度等による補助額その他の収入額を差し引いた額と別表に掲げる補助金の額のいずれか少ない額とする。

３　前２項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて当該年度の５月末日までに市長に提出するものとする。

(１)　住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）全体計画書（様式第２号）

(２)　チラシ等の活動内容が分かる書類

(３)　収支予算書

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第７条　市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査並びに生活支援コーディネーター（伊豆市生活支援コーディネーター設置実施要綱（平成27年伊豆市告示第66号）第２条第１項の生活支援コーディネーターをいう。以下同じ。）及び協議体（伊豆市生活支援・介護予防サービス協議体設置要綱（平成27年伊豆市告示第67号）第２条第１項の協議体をいう。以下同じ。）から意見を聴取し、必要に応じて行う現地調査等により、交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

（交付の条件）

第８条　市長は、補助金の交付を決定する場合において次に掲げる条件を付するものとする。

(１)　第４条第５項の基準を遵守すること。

(２)　第６条各号に掲げる書類に記載した事項を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と市長が認める場合は、この限りでない。

(３)　事業を廃止し、又は休止する場合は、速やかに市長に届けなければならない。

(４)　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

２　前項第３号の届出の様式は、住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業補助金（廃止・休止）届出書（様式第３号）とする。

（決定の通知）

第９条　市長は、補助金の交付の決定をしたときは、住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により速やかにその決定の内容及びその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

２　交付決定の対象期間は、決定の行われた当該年度に限るものとし、翌年度も継続して補助金の交付を受けようとする場合は、第６条の規定により交付申請を行うものとする。

（変更承認の申請）

第10条　第８条第２号の変更の承認は、住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業補助金交付変更承認申請書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添付し市長に提出するものとする。

(１)　住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）全体計画書（変更）（様式第２号）

(２)　変更収支予算書

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（実績報告）

第11条　補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、実績報告書（様式第６号）を事業完了の日から30日以内又は補助金の決定のあった日の属する年度の末日までのいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

２　前項の実績報告書を提出する者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

(１)　住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）実施報告書（様式第７号）

(２)　収支報告書

(３)　補助対象経費に係る契約書、納品書、請求書、領収書等の写し

(４)　利用者名簿

(５)　前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

（交付の確定等）

第12条　市長は、前条の実績報告の提出を受けたときは、書類の審査並びに生活支援コーディネーター及び協議体から意見を聴取し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住民主体のサービス（訪問型・通所型）推進事業補助金交付確定通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条　前条の補助金の交付確定を受けた者は、住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業補助金請求書（様式第９号）により補助金を請求するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、事業の目的を達成するため市長が必要と認めるときは、補助金を概算払いすることができる。

３　前項の概算払いする額は、補助金交付決定額の10分の８以内の額とし、第１項による補助金の支払いは当該補助金確定額との不足した差額を支払うものとする。ただし、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

（補助金の返還）

第14条　この告示による補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、市長はその決定を取消し、又は返還を求めることができる。

(１)　この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(２)　この告示の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(３)　第３条第２項に掲げる事項に該当すると認められるとき。

(４)　第４条各項に規定する補助要件を満たさないと認められるとき。

(５)　第６条の規定により提出された計画の達成が不可能又は著しく困難と認められるとき。

(６)　前各号に掲げる場合のほか、この補助金の目的又は趣旨にそぐわないと認められるとき。

（財産等の処分の制限）

第15条　補助金の交付を受けた者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

（補助事業の経理等）

第16条　補助金の交付を受けた者は、補助事業についての会計帳簿及び領収書等の関係書類を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにし、補助事業の完了した日の属する年度の終了後５年間、保存するものとする。

（その他）

第17条　この告示に定めるもののほか、補助事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年10月19日告示第180号）

この告示は、公示の日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金の区分 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 運営費補助 | 運営費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、サービス調整人件費、講師謝礼（委託料、食糧費を除く）、利用者の移動に要する経費、備品購入費、修繕費 | 補助対象経費に要した金額から利用者負担等の収入を控除して得た額と240,000円のいずれか少ない額 |
| 立ち上げ補助（改修費・備品購入補助） | 事業の立ち上げに必要な改修、備品購入費などの経費 | 補助対象経費に要した金額と事業所１か所につき150,000円のいずれか少ない額 |
| 家賃、会場使用料補助 | 空き家、貸しだし部屋等の賃借料 | 年額120,000円 |
| 介護予防体操補助※通所型のみ | 介護予防体操を行うために必要な講師料、体力テスト等に係る経費 | 年額30,000円 |

備考　利用者のうち要支援者等が占める割合が半分を下回る場合は、運営費補助に係る補助額に利用者のうち要支援者等が占める割合を乗じて得た額を補助額とする。

様式第１号（第６条関係）

住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業補助金交付申請書

　　年　　月　　日

伊豆市長　様

住民主体のサービスの名称

（訪問事業サービス・通所事業サービス）

代表者氏名

　　年度、住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業補助金の交付を受けたいので、伊豆市住民主体のサービス推進事業補助金交付要綱第６条の規定により次のとおり申請します。

記

　　　　　　　　　申請金額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　※添付書類

⑴　住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）全体計画書

（[様式第２号](http://www.city.kazuno.akita.jp/reiki/424902400072000000MH/424902400072000000MH/424902400072000000MH_j.html#JUMP_SEQ_79)）

⑵　チラシ等活動内容が分かる書類

⑶　収支予算書

⑷　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）

全体計画書（変更）

|  |  |
| --- | --- |
| ①住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）の名称 |  |
| ②代表者 | ・団体名・役職・氏名・住所　　〒　　　　－　　　　　　　　　　　　　　・電話番号　　　　　　　　－　　　－　　　　　　 |
| ③スタッフ人数 |  |
| ④事務局の場所又は開催場所 | ・住所・名称 |
| ⑤活動地域の範囲 |  |
| ⑥基本的な活動内容 | ・実施日（定例曜日）・実施時間（基本）　　　：　　　　～　　　　：　　　　・参加者（予定）　　約　　　　　人※一回あたり・年間実施回数（予定）　　延べ　　　　　回 |
| ⑦住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）での取り組み内容（参加者が取り組む内容） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 建物所有者の確認 | * 所有者本人がご記入ください。

上記建物を　　　　　　　　　　　高齢者の居場所として利用することを承認します。 |
| 住　　所電話番号　 |
| 氏　　名 |

様式第３号（第８条関係）

住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業

補助金（廃止・休止）届出書

　　年　　月　　日

伊豆市長　様

住民主体のサービスの名称

（訪問事業サービス・通所事業サービス）

代表者氏名

　　年　　月　　日付け住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業補助金の交付決定について、下記のとおり、廃止（休止）したいので、住民主体のサービス推進事業補助金交付要綱第８条の規定により届出します。

記

　１．廃止又は休止日

　２．廃止又は休止理由

様式第４号（第９条関係）

住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業

補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日

　様

伊豆市長

　　年　　月　　日付け住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業補助金の交付申請について、下記のとおり、決定したので、伊豆市住民主体のサービス推進事業補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

　１．補助金交付申請額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　２．補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　３．条件等

様式第５号（第10条関係）

住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業

補助金交付変更承認申請書

　　年　　月　　日

伊豆市長　様

住民主体のサービス（訪問介護・通所介護）の名称

代表者氏名

　　年　　月　　日付で申請した住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）

推進事業補助金について、事業内容の変更が生じたため、伊豆市住民主体のサービス推進事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり申請します。

記

　１．当初交付申請金額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　２．変更交付申請金額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　３．変　更　理　由

　４．変　更　事　項

　※添付書類

⑴　住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）全体計画書（変更）

（様式第２号）

⑵　変更収支予算書

⑶　その他市長が必要と認める書類

様式第６号（第11条関係）

実　績　報　告　書

　　年　　月　　日

伊豆市長　様

住民主体のサービスの名称

（訪問事業サービス・通所事業サービス）

代表者氏名

　　年　　月　　日付で交付決定を受けた住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業補助金の交付について、事業が終了したので伊豆市住民主体のサービス推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添付し報告いたします。

記

　１．補助金交付申請額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　２．補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　３．事業実績額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　４．添付書類

　　　⑴　住民主体のサービス（訪問介護・通所介護）実施報告書（様式第７号）

　　　⑵　収支報告書

　　　⑶　収支報告に係る領収書の写し

　　　⑷　その他市長が必要と認める書類

様式第７号（第11条関係）

住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）実施報告書（　　　年度）

住民主体のサービス名　称

（訪問事業サービス・通所事業サービス）

代　表　者　　　氏　名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 | 実施回数 | 参加(利用)人数 | 内要支援者等の人数 | 特記事項 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　　　　計 |
|  |  |  |  |  |

※用紙が不足する場合は、適宜追加してください。

様式第８号（第12条関係）

住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業

補助金交付確定通知書

　　年　　月　　日

　様

伊豆市長

　　年　　月　　日付で実績報告のあった事業について、伊豆市住民主体のサービス推進事業補助金交付要綱第12条の規定により補助金の確定をしましたので通知します。

記

　１．補助金交付申請額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　２．補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　３．補助金交付確定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第９号（第13条関係）

住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業

補助金(概算払い)請求書

　　年　　月　　日

伊豆市長　　　　　　様

住民主体のサービスの名称

（訪問事業サービス・通所事業サービス）

代表者氏名

　　年　　月　　日付で交付確定を受けた、住民主体のサービス（訪問事業サービス・通所事業サービス）推進事業補助金の交付を受けたいので、伊豆市住民主体のサービス推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

記

　１　交付確定（決定）額　　　　　　　　　　　　　　　円

　２　概　算　受　領　額　　　　　　　　　　　　　　　円

　３　今　回　請　求　額　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込金融機関 | 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 口座種別 |  |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ）口座名義 |  |
|  |